

➤ 従来と比較すると、シビアアクシデントを防止するための基準を強化するとともに、万一シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準を新設

: 今回の説明範囲

＜従来の規制基準＞

- 事故対応基盤として、各事故対応に共通的に必要となる施設、設備等の確保
- ・中央制御室
 - ・緊急時対策所
 - ・計装設備
 - ・監視測定設備
 - ・通信連絡設備
 - ・放射線防護具類等
 - ・緊急時対応資機材

シビアアクシデントを防止するための基準（いわゆる設計基準）
（単一の機器の故障を想定しても炉心損傷に至らないことを確認）

自然現象に対する考慮
火災に対する考慮
電源の信頼性
その他の設備の性能
耐震・耐津波性能

＜新規制基準＞

意図的な航空機衝突への対応
放射性物質の拡散抑制対策
格納容器破損防止対策
炉心損傷防止対策 （複数の機器の故障を想定）
内部溢水に対する考慮（新設）
自然現象に対する考慮 （火山・竜巻・森林火災を新設）
火災に対する考慮
電源の信頼性
その他の設備の性能
耐震・耐津波性能

（テロ対策）
新設
（シビアアクシデント対策）
新設
強化又は新設
強化

* 出典「実用発電用原子炉に係る新規制基準について－概要－（平成26年2月更新 原子力規制委員会）」に一部加筆